

サクシヨンウエルの外板からの距離に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編及び S 編

改正事項

サクシヨンウエルの外板からの距離に関する事項

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IGC コード）において、貨物タンクは、外板から貨物タンクの総容積に応じて定まる距離以上船内側に配置するよう規定されており、本会も既に鋼船規則 N 編 2.4.1 に取入れている。

それに加え、本会は、鋼船規則 N 編 2.4.3 において、船底損傷範囲内への突出が認められるサクシヨンウエルであっても、当該構造を貨物タンクの一部として取り扱い、外板からの距離（保護距離）は規則で定められた最小値以上とする必要がある旨を同検査要領に規定している。

このため、サクシヨンウエルに要求される最小保護距離を、貨物タンクに要求される外板からの距離と整合するべく関連規定を改めた。

併せて、危険化学品ばら積船の貨物タンクに設けるサクシヨンウエルについても、液化ガスばら積船と同様に取扱うことが明確となるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 液化ガスばら積船の貨物タンクに設けるサクシヨンウエルにあつては、外板から貨物タンクの総容積に応じて定まる距離以上離して設ける必要がある旨規定した。
- (2) タイプ II 船の危険化学品ばら積船の貨物タンクに設けるサクシヨンウエルにあつては、外板から 760 mm 以上離して設ける必要がある旨明記した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N2.4.3

鋼船規則検査要領 S 編 S2.6.2